

令和5管理年度ずわいがにTAC（漁獲可能量）設定に関する意見交換会
(太平洋北部系群、日本海系群A海域、日本海系群B海域、北海道西部系群、オホーツク海南部)の開催について

1 趣旨

我が国の水産資源の管理については、漁業許可や漁法制限等の管理方策に加え、平成9年から、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づき、主要魚種についてTAC（漁獲可能量）制度を実施してきた。令和2年12月に施行された改正漁業法では、資源管理はTACによる管理を行うことを基本とすると規定され、従来のTAC管理対象資源については、令和3管理年度から、同法の下での管理に順次移行された。

毎年のTACの設定は、改正漁業法に基づき、予め水産政策審議会の意見を聴いて行うこととされており、その資料等は公開しているところであるが、事前に、漁業者、加工流通業者など関心を有する者の自由参加の下、公開で意見を聴く機会を設ける。

2 開催方法

(1) 開催時期

水産政策審議会（資源管理分科会）へのTAC案諮問の時期等を勘案しつつ、これに先だって開催する。

(2) 開催場所

東京（別途Webによるオンライン参加あり）

(3) 内容

令和5管理年度のTAC数量の考え方等について、意見交換を行う。